|  |
| --- |
| 特定非営利活動法人　自立生活センター・東大和**重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・追加課程（通学）****開催要項**令和5年度（２０２３年度） |

|  |  |
| --- | --- |
| １、目的 | 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等のニーズに対応した必要な知識・技能を有する重度訪問介護従業者養成するため、東京都の指定を受け、「東京都重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・追加課程（通学形式）」を実施します。 |
| ２、開催期間 | 令和5年　4月15日～30日（第１回）令和5年　5月13日～31日（第2回）令和5年　6月10日～30日（第3回）令和5年　7月8日～31日（第4回）令和5年　8月12日～31日（第5回）令和5年　9月9日～30日（第6回）令和5年　10月14日～31日（第7回）令和5年　10月21日～31日（第8回）令和5年　11月11日～30日（第9回）令和6年　12月9日～31日（第10回）令和6年　1月13日～31日（第11回）令和6年　2月10日～29日（第12回）令和6年　3月9日～31日（第1３回） |
| ３、開催会場（講義、演習） | ○講義、演習会場：自立生活センター東大和○実習先：幹福祉会　東大和事業所　利用者宅 |
| ４、内容 | 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程10時間・追加課程10時間） |
| ５、受講料 | 15,000円（テキスト代含む、税込）※資格取得後、当法人の活動趣旨にご賛同いただき、会員登録・介助のお仕事をされる方は5,000円※研修日の3日前までに案内された振替口座にお支払いください |
| ６、受講資格 | 重度訪問介護従業者として従事する者（予定者を含む） |
| ７、定員 | **各回６名** |
| ８、研修修了の認定 | 指定した研修カリキュラムをすべて受講した方を修了者と認定し修了証明書を発行します。 |
| ９、受講申込方法 | 本紙要項添付の申し込み用紙に必要事項を記入の上、自立生活センター東大和に郵送もしくはファックスにてお申込み下さい。※申し込み受付時間：平日午前９時～午後6時まで |
| 10、受講者決定 | 受講決定者には、郵送にて決定通知をお送りします。 |
| 11、本人確認ご協力のお願い | 研修申込者と受講者が同一人物であること、本人であること等を確認させていただくため、開講初日に免許証・健康保険証・パスポート等の公的証明書原本をご持参いただきます。詳細につきましては受講決定通知書送付時にご案内致します。 |

研修日程表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 時　間 | 科　目 |
| １日目 | 9:15-9:30 | 受付 |
| 9:30-11:30（2h） | 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 |
| 11:40-12:40（1h） | 基礎的な介護技術に関する講義 |
| 12:40-13:40（1h） | お昼 |
| 13:40-15:40（2H）16:00－18:00（２H） | 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義 |
| ２日目 | 9:00-11:00（2h） | コミュニケーションの技術に関する講義 |
| 11:10-12:10（1h） | 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 |
| 12:10-13:10（1h） | お昼 |
| 13:10-14:10（1h） | 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する演習 |
| 14:20-16:20（2h） | 外出時の介護技術に関する演習 |
| 16:30-17:00（0.5h） | 実習オリエンテーション |
| ３日目 | 9:30-13:50（4h） | 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 |
| 15:00-1８:10（3h） | 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 |

**＜お申込み・お問い合わせ＞**

**NPO法人　自立生活センター・東大和　研修担当**

**〒207-0014　東京都東大和市南街1-22-6　シティコート南街1F**

**TEL：042-567-2622　　FAX:042-567-2912**

**Email：cil-ymt@violin.ocn.ne.jp**



**《アクセス》**

**＜電車の場合＞**

東大和市駅から徒歩１０分

**＜バスの場合＞**

立川駅北口６番乗場

「南街行き」「芝中団地行き」の「南街入口」下車徒歩３分

立川駅北口８番乗場

「イオンモール行き」・「東村山駅行き」の「東大和病院」下車徒歩１分

自立生活センターとは

これまで重度の障害を持つ人々は、起床から着替え、排泄、食事、入浴、就寝までその生活のほとんどに介助を必要とすることから、自立できない存在と思われてきました。しかし「自立」とは単に生活費を稼いだり自分で身辺のことができる、ということではなく、自分がどのような役割を持って生きていくか、自分で選択・決定し、その生き方に責任を持っていくことだと私たちは考えます。障害があってもなくてもサポートさえあれば、誰でも自立できるのです。その必要なサポートを個人の力ではなく、障害者の知識・体験をことに組織化し、プログラムとして提供していくのが「自立生活センター（CIL:center for independent Living）」です。1970年代初めにアメリカのバークレーで最初に設立された自立生活センターは、今や日本でも120団体以上が発足し（2011年4月現在、全国自立生活センター協議会加盟）、各地で障害者の自立支援、社会参加、権利擁護のために活動しています。